

具体的事例における弁護士費用の負担額シミュレーション
と司法アクセスに対する影響についての検討

以下は、日本弁護士連合会が平成14年秋に会員に対して行った弁護士報酬に関するアンケート結果により作成された「アンケート結果に基づく市民のための弁護士報酬の目安」（案）を参考に、具体的事例での弁護士費用の例と敗訴者負担制度の下における原告側・被告側の負担額のシミュレーションを行い、それぞれの場合の訴訟萎縮効果・アクセス促進効果の有無程度について考察したものである。¹

(1) 個人対個人間の民事訴訟・人事訴訟の具体例と敗訴者負担の影響

(例1) 個人間の貸金請求訴訟 請求額300万円（報告書事例2 8頁）

知人に300万円貸したが、期限が来たのに返してくれないので返還請求訴訟を提起した。

(弁護士費用と敗訴者負担額のシミュレーション)

着手金 15万前後～25万前後の回答が多い 20万前後が41.3%

報酬金 20万前後～40万前後の回答が多い 30万前後が53.4%

とのアンケート結果から原告の負担する着手金20万円、報酬金30万円と想定

	着手金	報酬金	敗訴者負担
原告勝訴	20万 +	30万 =	50万 - X円
被告敗訴	20万	=	20万 + X円
原告敗訴	20万	=	20万 + X円
被告勝訴	20万 +	30万 =	50万 - X円

敗訴者負担額X円は、

イ) 着手金程度 . . . 20万円

*1事例及び弁護士費用の想定方法について

- 各事例における弁護士報酬額は、アンケート結果で回答率が他に比して高い回答額、ないし比較的回答率が高い額の平均値を用いた。
- 敗訴者負担額（表のXに当てはめる額）は下記計算方法によるものをそれぞれ算出した。
 - 着手金程度とする考え方
 - 目的物の価額（訴訟物の価額）の10%とする考え方
 - 同上の5%とする考え方
 - 同上の3%とする考え方

ロ) 目的物の価額の10%	・・・ 30万円
ハ) 目的物の価額の5%	・・・ 15万円
二) 目的物の価額の3%	・・・ 9万円

(考察)

敗訴者負担額を着手金程度ないし目的物の価額の10%〔イ)ないしロ)〕とした場合、勝訴の場合に負担する着手金・報酬金合計額20万+30万 = 50万円のうち20万～30万円は回収できる一方、逆に敗訴したら当初着手金20万円に加えて20万円～30万円(費用が倍額かそれ以上になる)を負担することになる。

同じ20～30万円でも、弁護士費用の一部回収として受け取る30万円と敗訴した上支払うことになる30万円ではどちらが提訴の意思形成に与える影響が大きいかというと、圧倒的に後者であろう。

厚生労働省発表の賃金センサスや総務省の家計調査年報等によれば、日本の賃金労働者の平均給与額は500万円台であり、勤労者世帯の平均可処分所得額(月)も47万円程度でしかないが(但し、いずれも平成12年度統計値²)、このような平均的勤労者世帯にとって、30万円は上記勤労者世帯の1ヶ月分の平均可処分所得の63%を占める。一般市民にとって、敗訴した上イ)ロ)のような敗訴者負担額は負担感が大きく、見通しの容易でない事件における提訴萎縮効果は大きいことは明らかである。

負担の割合を低くしたハ)二)の場合、敗訴者負担額は9万～15万円となるが、月収20～30万円程度の個人にとっては10万円程度でも負担感は大きい(資力の乏しい者ほど負担感は大きい)上、勝訴の場合負担する費用合計50万円のうち9～15万円回収できることによって従前より訴訟をし易く感じる効果(訴訟アクセス促進効果)はさほど大きくないと予想される。

(例 2) 建物明渡請求事件 訴訟物の価額500万円(報告書事例 9 19～20頁)

AさんはBさんに1戸建ての建物(建物の時価は1000万円、土地の時価は1500万

* 2 厚生労働省統計情報部編賃金センサスによる平成12年の平均給与額は

産業計・企業規模計・全労働者 4,977,700円

産業計・企業規模計・男子労働者 5,606,000円

産業計・企業規模計・女子労働者 3,498,200円

である。

平成13年度国民生活白書(198頁「勤労者世帯の家計(収入と支出)の推移」)・総務省統計局「家計調査年報 平成12年」(38頁 表13 世帯主の職業別家計収支(全国))によれば、勤労者世帯(世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯)の実収入(税込み収入)は月額560,954円、可処分所得(実収入から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた、いわゆる手取り収入)は月額472,823円となっている。

円)を貸していたところ、賃料(1ヶ月分で10万円)の不払いが続いていたので、賃貸借契約を解除し、明け渡し請求訴訟を提起した。

(弁護士費用と敗訴者負担額のシミュレーション)

(原告から依頼を受ける場合)

着手金 30万前後～50万前後の回答が多い 30万が53.2%

報酬金 60万前後～100万前後の回答が多い 60万が39.1%

とのアンケート結果から着手金30万円、報酬金60万円と想定

(被告から依頼を受ける場合)

着手金 20万前後～30万前後の回答が多い 20万が54.7%

とのアンケート結果から着手金20万円とし、被告のアンケート事例は和解で本件事例とは異なるため報酬金は原告の場合と同額60万円と想定

	着手金	報酬金	敗訴者負担
原告勝訴	30万 +	60万 =	90万 - X円
被告敗訴	20万	=	20万 + X円
原告敗訴	30万	=	30万 + X円
被告勝訴	20万 +	60万 =	80万 - X円

建物価額1000万円の2分の1 = 500万円が訴訟の目的物の価格

- イ) 着手金程度 …… 30万円 (20万円)
- ロ) 目的物の価額の10% …… 50万円
- ハ) 同上の5% …… 25万円
- ニ) 同上の3% …… 15万円

(考察)

この事例のような場合、訴訟によらなければ明渡を実現できないことが多く、各自負担では訴訟を諦めていた当事者が敗訴者負担になることによって訴訟に踏み切るようになるとは考えにくい。原告の立場からは勝訴しても90万円のうち一部〔イ)ロ)の場合で30～50万円〕しか回収できない反面、敗訴すれば30～50万円を支払うことを予想することになり、勝訴・敗訴の見通しが明らかではないケースでは提訴萎縮方向での影響が強いであろう。負担額を低くするハ)ニ)の場合でも、勝訴しても15～25万円しか回収できないことからアクセス促進効果は低く、敗訴した上更に15～25万円支払うことによる負担感が大きいであろう。

これに対し被告の立場からは、ハ)ニ)の方法でも敗訴したら着手金20万円にそれと同程度の額(15～25万円)を支払うことになることから、相応の言い分(信頼関係破壊が争点となる等)がある事例でも応訴をためらったり不本意な和解の要因となりうる。

(例3) 境界事件 訴訟物の価額30万円 (報告書事例10 22頁)

隣地との境界につき、隣地所有者が自宅敷地に食い込んだ境界線を主張して譲らないため、境界確定訴訟を提起した。隣地所有者主張の境界によると土地の面積が1坪分(時価30万円)減ることになる。

(弁護士費用と敗訴者負担額のシミュレーション)

着手金 20万前後～30万前後の回答が多い
20万(41.1%)と30万(37.3%)の平均額25万円

報酬金 20万前後～30万前後の回答が多い
20万(36.0%)と30万(34.9%)の平均額25万円

とのアンケート結果から着手金25万円、報酬金25万円と想定

	着手金	報酬金	敗訴者負担
原告勝訴	25万 +	25万 =	50万 - X円
被告敗訴	25万	=	25万 + X円
原告敗訴	25万	=	25万 + X円
被告勝訴	25万 +	25万 =	50万 - X円

この場合の目的物の価額は30万円である。

- イ) 着手金程度 ……25万円
- ロ) 目的物の価額の10% ……3万円
- ハ) 同上の5% ……1万5000円
- ニ) 同上の3% ……9000円

(考察)

ロ)～ニ)は、アンケートの弁護士報酬実額との乖離が大きい。目的物の価額に対する一定割合の額とする定め方が不合理な(報酬実額に占める割合が他の事例と大きく異なることになる)例の一つである。

(2) 個人対事業者間の訴訟の具体例と敗訴者負担の影響

(例4) 保証否認 訴訟物の価額500万円 (報告書事例3 9～10頁)

離婚した夫が婚姻中、商工ローンから金500万円を借入れる際、妻の印鑑を無断で使用して、勝手に妻を連帯保証人とした。離婚後、商工ローンから妻に対し500万円の請求訴訟が提起された。

(弁護士費用と敗訴者負担額のシミュレーション)

アンケート事案は妻から保証否認の訴訟提起をする例であるが、訴訟提起を受けて応訴する場合本件の被告の着手金、報酬金も同様として考え、

着手金 20万前後～30万前後の回答が多い 30万前後が53.5%

報酬金 20万前後～50万前後が多い
 30万前後（37.3%）と50万前後（38.7%）の平均額40万円
 とのアンケート結果から、着手金30万円、報酬金40万円と想定

	着手金	報酬金	敗訴者負担
原告勝訴	30万 +	40万 =	70万 - X円
被告敗訴	30万	=	30万 + X円
原告敗訴	30万	=	30万 + X円
被告勝訴	30万 +	40万 =	70万 - X円

- イ) 着手金程度 …… 30万円
- ロ) 目的物の価額の10% …… 50万円
- ハ) 同上の5% …… 25万円
- ニ) 同上の3% …… 15万円

（考察）

被告にとって敗訴の恐れもある事案であることから、敗訴した場合に30万円の着手金に加えて15～25万円の敗訴者負担を恐れた応訴萎縮効果（不本意な和解等）が大きい。

一方、事業活動として訴訟提起する原告事業者側は、弁護士費用は経費として計上できるため負担感は少ない。そもそも、事業活動として提訴する原告は従前弁護士報酬が各自負担であることを理由に提訴をためらってきた当事者とも言えない場合がほとんどであろう。

専門知識や情報の量、証拠の偏在、人的・経済的負担能力等の当事者間の不平等が典型的に現れる例であり、このような事例においては、敗訴者負担の割合を低くしても、個人当事者側に一方的に負担感（萎縮効果）が生じることが明らかである。

（例5）医療過誤事件 請求額（訴訟物の価額）1000万円（報告書事例12 24頁）

医療過誤事件について、証拠保全をした上、1000万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

（弁護士費用と敗訴者負担額のシミュレーション）

- 証拠保全費用 10万前後～30万前後の回答が多い 20万前後が38.4%
- 着手金 30万前後～50万前後が多い 50万前後が40.4%
- 報酬金 80万前後～120万前後が多い 100万前後が48.8%

とのアンケート結果から、証拠保全費用及び着手金合計70万円、報酬金100万円と想定

	着手金等	報酬金	敗訴者負担
--	------	-----	-------

原告勝訴	70万	+	100万	=	170万	-	X円
被告敗訴	70万			=	170万	+	X円
原告敗訴	70万			=	170万	+	X円
被告勝訴	70万	+	100万	=	170万	-	X円

- イ) 着手金程度 . . . 70万円
- ロ) 目的物の価額の10% . . . 100万円
- ハ) 同上の5% . . . 50万円
- ニ) 同上の3% . . . 30万円

(考察)

この種訴訟は、当事者間に証拠の偏在や専門知識や情報の量的・質的格差など実質的不平等があり、被害を受けた個人の側からの勝訴の見通しの予見が難しい事件であり、かつ、請求額も多額となることが多いため、敗訴者負担は、個人原告にとって極めて負担感が大きい。

現行の不法行為訴訟の実務では、弁護士費用相当額の賠償が請求認容額の10%程度認められる反面、原告敗訴の場合は負担を命じられなかったが、敗訴者負担となった場合、原告が敗訴すると3%でも30万円の追加負担となる。この訴訟類型で提訴萎縮効果は歴然である。

(3) 「上限の金額を定める考え方」について

上限を定める考え方の根拠としては、負担感の緩和（萎縮効果の緩和）、予測可能性、負担能力を超える費用（債務）負担による経済的破綻の回避などが考えられるが、問題は、誰の負担能力を基準として上限を決めるかである。

例えば、事業者等の企業の負担能力を念頭におけば上限額は相当高く設定可能であろうが、月額給与30万円・年収500万円程度のサラリーマンには上限30万円でも萎縮効果は大である。上限を設定したとしても、個人対事業者間、中小企業と大企業間の負担能力の格差ゆえ、同じ金額でも負担感は全く異なる（負担能力の低い者にもみ萎縮効果が大きく働く）という問題が解決できない。

(4) 一部勝訴の場合と敗訴者負担について

目的物の価額に対する割合により定める方式を取った場合、原告が一部勝訴した場合の敗訴者負担の負担額の定め方はどのようになるか。例えば、上記（例1）の300万円の貸金請求事件において、原告が200万円だけ勝訴した場合、原告2/3勝訴・被告1/3勝訴であることから、訴訟費用も各全面勝訴の場合の額に勝訴率を乗じた額になり、双方支払い額を相殺して下記のように支払額を計算することになるであろう。

	原告負担	被告負担	原告がもらえる額
イ) 着手金程度		(20万 × 2/3)	- (20万 × 1/3) = 6万6000円

- ロ) 目的物の価額の10% $(30万 \times 2/3) - (30万 \times 1/3) = 10万円$
- ハ) 目的物の価額の5% $(15万 \times 2/3) - (15万 \times 1/3) = 5万円$
- 二) 目的物の価額の3% $(9万 \times 2/3) - (9万 \times 1/3) = 3万円$

(考察)

原告一部勝訴の場合の費用負担を上記のように考えると、請求額のごく一部が認容され場合、勝訴原告側が被告の弁護士費用を負担することになる場合も出てくる。

例えば、投資取引について虚偽説明を理由に1000万円の不法行為に基づく損害賠償を請求していた場合に、過失相殺の結果300万円の賠償が認容された場合、弁護士費用は

原告負担7割 被告負担3割 相殺した結果原告が被告に対し4割負担するとなるであろう。しかし、上記損害賠償請求の訴訟上の主要な争点は賠償額ではなく、虚偽説明等の不法行為が認定されるか否かという点であり、その意味では上記事例は実質的に原告の勝訴と評価されるべきであるが、それにもかかわらず原告が被告の弁護士費用を負担することになる。過失相殺の割合は裁判官の裁量判断の幅が大きく訴訟提起前に予想が付きにくい事項であることから当初から請求額を減額することも難しい。勝訴・敗訴の結果と目的物の価額に対する割合により負担額を定める方式は、このような事案において合理的でない結果を生じさせる。